

(介護予防) 特定施設入居者生活介護運営規程

介護付有料老人ホーム甲南山手

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人千種会が開設する介護付有料老人ホーム甲南山手（以下「事業所」という。）が行う（介護予防）特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という。）は、（介護予防）特定施設サービス計画に基づき、特定施設に入居する者（以下「入居者」という。）が、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護職員等は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気をもたらし、地域や家庭との結びつきを重視するとともに、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1) 名称 介護付有料老人ホーム甲南山手
- 2) 所在地 神戸市東灘区本庄町 1-10-2

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1) 管理者：1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、必要な指揮命令を行う。

- 2) 生活相談員：1名（常勤兼務）

生活相談員は、入居者の処遇に関する計画を立案し、個別的相談に応じるとともに、介護職員等に対して必要な指導助言を与える。

- 3) 介護職員：常勤換算で14名以上（3:1の配置基準の場合）

常勤換算で20名以上（2:1の配置基準の場合）

介護職員は、入居者に対して必要な介護にあたる。

- 4) 看護職員：2名以上

看護職員は、入居者の健康管理及び、施設内の保健衛生にあたる。

- 5) 機能訓練指導員：1名以上

機能訓練指導員は、入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

6) 計画作成担当者：1名以上

計画作成担当者は、専ら入居者に対する特定施設サービス計画の作成に従事するが、入居者の処遇に支障がなければ、他の職務に従事することもある。

7) 調理員

調理員は、栄養士の献立表に基づき、入居者に提供する食事の調理にあたる。

(入居定員)

第5条 入居定員は、40名及び居室数40室とする。

(指定(介護予防)特定施設入居者生活介護の内容)

第6条 指定(介護予防)特定施設入居者生活介護サービスの内容は次のとおりとする。

- ①介護
- ②食事の提供
- ③社会生活上の便宜の供与等
- ④機能訓練
- ⑤健康管理
- ⑥相談及び援助
- ⑦その他必要なサービス

(利用料等の受領)

第7条 指定(介護予防)特定施設入居者生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定特定施設が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。なお、厚生労働大臣が定める基準は、事業所の見やすい場所に掲示する。

2 前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを入居者から受けることができる。

- ①居住費
- ②食費
- ③水光熱費
- ④管理費
- ⑤介護費
- ⑥入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- ⑦理美容代
- ⑧前各号に定めるもののほか、指定(介護予防)特定施設入居者生活介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

3 入居一時金、月払利用料については、入居契約書に基づきお支払い頂くものとする。各利用料金の詳細については、重要事項説明書等の通りとする。

4 施設は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者又は家

族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者家族の同意をえるものとする。

(緊急時における対応方法)

第8条 介護職員等は、指定（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスの提供中に、入居者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

- 2 入居者に対する指定（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスの提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第9条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(人材育成)

第10条 事業所は、適切なサービス提供ができるよう介護職員等の業務体制を整備するとともに、介護職員等の質的向上を図るため、研究・研修の機会を確保する。

2 前項の規定により、研修の実施計画を介護職員等の職務内容、経験に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、介護職等の計画的な育成に努めるものとする。

- 1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 2) 継続研修 年2回 他

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第11条 事業所は、適切なサービス提供ができるよう介護職員等の業務体制を整備するとともに、介護職員等の質的向上を図るため、研究・研修の機会を確保する。

- 2 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めることとする。

(暴力団等の影響の排除)

第12条 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けないものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第13条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じることとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故の発生防止のための会議及び事業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 事業者は、入居者に対する介護福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
 - 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

- 4 事業者は、入居者に対する介護福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なうこととする。

(秘密の保持)

第14条 事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じることとする。
- 3 事業者は、指定介護福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、入居者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該入居者又はその家族の同意を得ておくものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業者は、入居者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 入居者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 1 入居者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、入居者又は他の入居者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があるものとする。
- 2 事業所は入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるような特定施設サービス計画を作成されなければならない。作成に当たっては、その内容等を入居者やその家族に説明し、同意を得て交付しなければならない。交付した特定施設サービス計画書は5年間保存しなければならない。
- 3 入居者の所持金その他貴重品については、自己管理を原則とする。ただし、入居者の心身の状況等により、入居者又はその家族からの申出により、管理者が責任をもって管理することができる。管理者が、入居者の所持金その他貴重品を保管することとなった場合、管理者は、善良な注意義務をもって保管するものとする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人千種会と事業所の管理者等との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

【改定履歴】

令和7年7月1日 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容における管理者と生活相談員を常勤兼務に変更。